



**確定申告後に修正する方法
(税務署に提出)**

確定申告期間(2月16日～3月15日)後に申告が間違っていたことに気づき、申告内容を修正する場合、税額などが増加する場合と減少する場合によって手続きが異なります。

【税額等が増加する場合(修正申告)】

確定申告をした後に申告漏れに気づいた場合など税額の誤りを自発的に是正するための申告を修正申告といえます。その申告について税務署長から更正(税額などの誤りを改める処分)があるまでは、修正申告書を提出できます。具体的には次のものが該当することになります。

- ①確定申告で申告漏れとなっていた所得があつて納付すべき税額に不足がある場合
- ②記載した純損失などの金額が過大である場合
- ③記載した還付金の額に相当する税額が過大である場合

- ④納付すべき税額を記載しなかった場合で、その納付すべき税額がある場合

【税額等が減少する場合(更正の請求)】

確定申告の期限から5年以内限り、申告の訂正を求める更正の請求書を提出することができます。具体的には次のケースが該当します。

- ①記載した課税標準や税額などの計算が法律の規定に従っていないか、計算間違いをしていたため、申告書に記載した納付すべき税額が過大である場合
- ②記載した純損失などの記載が過小であること、または金額を記載しなかった場合
- ③記載した還付金の額が過小であること、または金額を記載しなかった場合

なお、更正の請求の場合は、書類の提出によって、直ちに税額が変更されるわけではありません。内容の審査によって更正すべき理由がないと判断された場合にはその旨が請求者に通知されることとなっています。詳しくは伊勢崎税務署 ☎(25) 4 0 4 5までお問い合わせください。

国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

平成30年度『学生納付特例制度』の申請について

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。

20歳以上の学生も国民年金に加入することになっていますが、収入が一定額以下の学生については、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

この制度は、家族の収入に関係なく、学生本人の所得を基準として審査が行われます。ほとんどの場合、学生本人に所得がないことから、大部分の学生はこの制度に該当すると思われま。 (一部の学校はこの制度の対象になりません)

保険料の納付猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。

承認期間は、平成30年4月から平成31年3月までです。申請を希望する人は、本人の住所地の役場年金担当窓口で手続きをしてください。(在学証明書または学生証の写しと認印を持参してください)

※申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって学生納付特例を申請できます。希望する人はあわせてご相談ください。

国民年金保険料は前納がお得です

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。

現金での納付を希望する人は「前納納付書」を使用して、納付書の使用期限までに納めてください。1年分の保険料を現金で前納すると、毎月納めた場合と比べて3,480円が割引に、6カ月分の保険料を現金で前納すると、毎月納めた場合と比べて800円が割引になります。平成30年度国民年金保険料の前納の納付期限は5月1日までです。

問い合わせ先

前橋年金事務所 ☎027-231-1706